

会議開催のお知らせ

令和6年度栃木県難病医療連絡協議会

栃木県難病医療連絡協議会設置要綱に基づき、本県における難病患者の支援体制を整備するため、下記のとおり令和6年度栃木県難病医療連絡協議会を開催します。

傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

1 開催日時

令和7(2025)年2月12日(水曜日) 15時45分から

2 開催場所

栃木県庁9階 会議室3(宇都宮市埴田1-1-20)

3 議題

- (1) 難病医療ネットワーク推進事業について
- (2) その他

4 傍聴定員

5名

5 傍聴申込みについて

傍聴を御希望される方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。

なお、傍聴希望者が傍聴定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定させていただきますので、あらかじめ御了承願います。(詳細については傍聴要領を御覧ください。)

6 問い合わせ先

栃木県保健福祉部健康増進課難病対策担当(栃木県難病医療連絡協議会事務局)

TEL 028(623)3086

傍 聴 要 領

栃木県難病医療連絡協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをして下さい。申込みをした方に、整理券を配布します。
傍聴の申込みは、会議の開催予定時刻30分前から受付を開始します。
- (2) 傍聴の申込みは、会議の開催予定時刻15分前に受付を終了します。
その時点で、
 - ① 傍聴申込み者が傍聴定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。
 - ② 傍聴申込み者が傍聴定員に満たない場合は、整理券の交付を受けた方全員に傍聴を許可します。
また、傍聴定員に達するまで先着順に傍聴を許可します。この場合の受付は、会議の開催予定時刻5分前に終了します。
- (3) 傍聴を許可された方は、開催予定時刻5分前までに、会場受付で住所、氏名、年齢及び職業を記入し、事務局係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。
- (3) 会議開会後から閉会までの入退室は、原則として認めません。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎたてる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。